

# 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」について

令和元年 7 月

## 1. 改正の趣旨

- 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、条項移動が生ずる廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）の規定の整備を行うとともに、政令において成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものについても、整備法による見直しを踏まえ所用の改正を行う。

## 2. 改正の内容

### ①廃棄物処理法施行令の一部改正

整備法には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する規定が盛り込まれているところ。当該法案により同法が改正されると、同法を引用する廃棄物処理法施行令第 4 条第 2 号、第 4 条の 6 及び第 4 条の 7 に条項移動が生ずることとなるため、所要の改正を行う。

### ②容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 411 号）の一部改正

指定法人が、分別基準適合物の再商品化に必要な行為を他人に委託する場合の基準のうち、受託者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項（容器包装リサイクル法施行令第 9 条第 2 号イ）に代えて、心身の故障の状況を個別的に審査する規定を置くこととする。

### ③特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）の一部改正

指定法人が、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再資源化等に必要な行為を他人に委託する場合の基準のうち、受託者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項（家電リサイクル法施行令第 4 条第 2 号イ）に代えて、心身の故障の状況を個別的に審査する規定を置くこととする。

### ④使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成 14 年政令第 389 号）の一部改正

指定再資源化機関が、解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要となる行為を他人に委託する場合の基準のうち、受託者が成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める欠格条項（自動車リサイクル法施行令第16条第2号イ）に代えて、心身の故障の状況を個別に審査する規定を置くこととする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

令和元年8月下旬 公布

令和元年12月中旬 施行